

砺波市内で事業を営む方へ 償却資産の申告が必要です

令和6年度 償却資産の申告について

砺波市税務課

償却資産とは、事業用に使われる土地や家屋以外の資産です。

例えば、農業に使うトラクターやビニールハウス、お店のショーケースや看板、駐車場の舗装や外灯など、構築物、機械、器具、備品類が対象になります。

毎年1月31日までの申告が義務付けられていますので、申告書類の提出をお願いいたします。

(地方税法第383条の規定による)

1 申告の方法

- 提出書類 ①「令和6年度 償却資産申告書」(必須)
②「種類別明細書」(必須)
③「借用資産(リース)調査票」(法人のみ)
④添付書類(課税標準の特例の適用を受ける場合のみ)



申告書類はホームページにもあります。

「砺波市 償却資産」[検索](#)

eLTAX 操作方法は、ヘルプデスク
(Tel : 0570-081459)

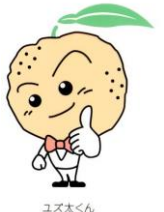
またはeLTAX ホームページへ

申告期限

令和6年1月31日(水)

申告書(控)の返送を希望する方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

- 提出方法 ①砺波市役所税務課へ 郵送又は持参
②電子申告(eLTAX) <https://www.eltax.lta.go.jp/news/02617> ⇒ 
- 記入方法 記載例をご確認ください。廃業、解散、移転、償却資産を所有していない方、
資産に変更がない場合は、申告書の備考欄にその旨を記載してください。



ユズ太くん

※企業の電算処理により申告される場合、増減のあった資産だけでなく、すべての償却資産について申告してください。

また、評価額(ホ)欄を必ず記入してください。

☑提出前にご確認ください

- ☐ 申告書にマイナンバーの記入はありますか
- ☐ 連絡先(電話番号)は記入されていますか
- ☐ 備考欄に必要事項を記入しましたか

❗個人の方が提出の際、本人確認書類が必要です

- 申告者のマイナンバーを確認するため、「マイナンバーカード」をご持参ください。無い場合は、通知カード(またはマイナンバー記載の住民票)と身分証明書(運転免許証など)をご持参ください。
- 郵送の場合は、上記の写しを添付してください。(マイナンバーカードは両面の写しが必要です)
- 代理人(申告者と同じ世帯でない方)が提出する場合、申告者のマイナンバーが分かる書類の写し、代理人の身分証明書、委任状が必要です。(税理士が代理で申告の場合「税務代理権限証書」等を提示または提出ください。)

【お問い合わせ・提出先】

〒939-1398
富山県砺波市栄町7番3号
砺波市役所 税務課資産税係
(担当) 東海 ・ 中本

【窓口】 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

TEL 0763-33-1297 代 0763-33-1111

FAX 0763-33-6852

封筒の宛名に
ご利用ください

2 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（機械・器具・備品等）で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいいます（地方税法 341 条第 4 号）。

下記△の資産は通常は償却資産の対象外ですが、例外として貸付け（主要な事業として行われているものは除く。）の用に供した資産や、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは償却資産の対象となります。

△使用可能期間 1 年未満の資産

△取得価格が 10 万円未満の資産で法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの

△取得金額が 20 万円未満の資産で法人税法等の規定により 3 年間で一括して均等償却するもの

(1) 償却資産を種類別にした場合の一例

資産の種類		主な償却資産の内容
1 種	構築物 (建物附属設備を含む)	駐車場の舗装、看板や広告塔、外構工事(門・塀・緑化施設)、融雪設備 等
		建 物 固定資産税で、家屋として評価しない建物 例)仮設用の建物、基礎のない建物(プレハブ物置等)、自転車置き場 等
		建 物 1)建物の所有者が取り付けした設備(例:受変電設備や発電設備、放送機器 等) 附 属 2)テナント等が施工した内装・造作、建築設備 等 設 備 ※2)はテナントの償却資産として申告してください(地方税法第 343 条第10項)
2 種	機械及び装置	工作機械や製造用機械等の各種産業用機械、農業用機械、太陽光発電設備 等 (3種は船、4種は航空機のため省略)
5 種	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト (ナンバープレートの分類番号が「0」「00～09 及び 000～099」「9」「90～99 及び 900～999」) ※自動車税や軽自動車税の対象となる乗用車、トラック等は除く
6 種	工具、器具及び備品	パソコン、コピー機、プリンター、医療機器、理容美容機器、金型、測定工具 等

(2) 業種別 償却資産の主な例

()内の数字は財務省省令に記載された標準的な各資産の耐用年数です。あくまで参考としてください。

業種例	資産の種類	主な償却資産の例
共 通	1種	駐車場舗装(コンクリート敷・ブロック敷 15、アスファルト敷 10)、塀・フェンス(コンクリート造15、金属造 10)、融雪設備・外灯・受変電設備(15)
	6種	応接セット(8)、キャビネット(15)、ロッカー(15)、ルームエアコン(6)、パソコン(4)、コピー機(5)、レジスター(5)、電話機(6)、金庫(20)、ウォーターサーバー(5)、カメラ(5)、時計(10)
小売・飲食業	1種	庭園(花壇等)(20)、可動間仕切り(簡易 3、その他 15)、簡易物置・ゴミ置場(7)
	6種	陳列ケース(8)、テーブル・イス(5)、ガスレンジ等の厨房設備(6)、冷蔵庫・冷凍庫(6)、レジスター(5)、カラオケ(5)、自動販売機(5)、電話・携帯電話(6)、防犯カメラ(5)
食品製造業	2種	オーブン、スライサー、ミキサー、ビニール包装機、餡練機(全て 10)
	6種	厨房設備(5)、冷蔵庫・冷凍庫(6)、陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付き 6、その他 8)
理・美容業	6種	理・美容椅子、洗面設備・シャンプー台、タオル蒸器、パーマ機、ドライヤー(全て 5)、サインポール(3)、テレビ(5)、洗濯機(6)、スタンド看板・液晶モニターの看板(3)
不動産賃貸 (アパート・駐車場)	1種	花壇等の植栽(20)、屋外の基礎がない建造物(物置、ゴミ置場)(7)、自転車置場(7～10)、屋外給排水設備(15)、融雪設備・外灯・受変電設備(15)、側溝(15)
	2種	太陽光発電設備(建材型を除く)(17)
	6 種	宅配ボックス(10)、ルームエアコン(6)
農 業	1種	ビニールハウス(骨格部分が金属造 14、木造 5、その他 8)、物置(簡易 7、その他10)、井戸(10)
	2種	農業用ドローン、乾燥機、もみすり機、脱穀機、色彩選別機、育苗機、草刈機、播種機、温室管理装置(全て 7)
建設業、総合工事業	2種	ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車、フォークリフト(全て 6)
太陽光発電事業	2種	太陽光発電設備(17) ※課税標準の特例については別紙をご覧ください。

3 家屋と償却資産との違い

家屋を新築された場合、建物附属設備の取得金額が家屋と区別されていないために、償却資産が申告漏れになるケースがよく見受けられます。

下表にて償却資産となる建物附属設備をご確認のうえ、適正な申告をお願いします。

申告者が設置した設備等の内容		申告者と家屋との関係	
		持ち家	借りている
単に移動を防止する程度に家屋に取り付けたもの、または独立した機器としての性格が強いもの		償却資産 ※要申告	償却資産 ※要申告
例	受変電設備、予備電源設備、LAN 設備、中央監視装置		
	屋外に設置された給排水設備、照明設備、広告塔・看板		
	ルームエアコン(壁掛型)、洗濯設備、入退室管理設備		
家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの		家屋となるため、 申告不要	償却資産 ※要申告
例	内装(床・壁・天井の仕上げ)、外装、造作、建具		
	屋内の照明・電話・放送設備・給排水設備、衛生設備		
	冷暖房設備(ビルトイン型)、消火・防災設備		
	簡易間仕切、運搬設備、監視カメラ設備		

Q&A

私はアパートを経営していますが、どのようなものが償却資産になりますか？

⇒アパート本体は「家屋」になるため、それ以外について申告が必要です。たとえば、ルームエアコン、集合郵便受け、駐車場の舗装路面、宅配ボックス、自転車置き場、塀、側溝、緑化施設(植栽等)、屋外照明設備などが償却資産に該当します。税務署へ法人税・所得税の申告にあたり「アパート工事一式」等で減価償却している場合でも、市役所へはアパート工事のうち、建物本体以外の取得価格を明確にして申告する必要があります。

4 法人税・所得税との違い

固定資産税(償却資産)と国税では取扱いが異なる点があります。

項 目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税(法人税・所得税)の取扱い
減価償却制度と地方税の性格	資産の価値そのものをみる。(償却資産の減価は、資産価値を評価するために行う)	事業経費としてみる。(所得課税の減価償却は、投下した資本を費用化するために行う)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	原則として、「固定資産評価基準」に定める減価率による。(減価残存率表を参照ください)	旧定率法・旧定額法・定率法・定額法より選択
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価格(1円)
圧縮記帳の制度	認められません。 (注)国庫補助金等で取得して資産は、 圧縮前の取得価額で申告してください。	認められます。
特別償却・割増償却(租税特別措置法)	認められません。	認められます。

5 税額はどのくらいになるの？

(1)税額の元になる「評価額」の計算方法

- ① 前年中に取得したもの・・・ 評価額 = 取得価額 × 前年中取得のものの減価残存率
 ② 前年前に取得したもの・・・ 評価額 = 前年度評価額 × 前年前取得のものの減価残存率
 以後、毎年②の方法で計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。

(2)税額の計算方法

税額 = 課税標準額（評価額の合計※） × 1.45%（税率）

※1,000円未満は切捨て

【計算例】 取得価額300万円、取得時期6月、耐用年数10年の駐車場舗装（アスファルト）の場合
 （耐用年数10年、前年中の取得のもの（1年目）の減価残存率 0.897）←下表参照
 1年目の税額 = 3,000,000円 × 0.897 × 0.0145（税率） = 39,000円



課税標準額が150万円未満の場合、固定資産税はかかりません。ただし、申告は毎年必要です。

〔減価残存率表〕

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの		前年中取得のもの	前年前取得のもの
－			21	0.948	0.896	41	0.972	0.945
2年	0.658	0.316	22	0.950	0.901	42	0.973	0.947
3年	0.732	0.464	23	0.952	0.905	43	0.974	0.948
4年	0.781	0.562	24	0.954	0.908	44	0.974	0.949
5年	0.815	0.631	25	0.956	0.912	45	0.975	0.950
6年	0.840	0.681	26	0.957	0.915	46	0.975	0.951
7年	0.860	0.720	27	0.959	0.918	47	0.976	0.952
8年	0.875	0.750	28	0.960	0.921	48	0.976	0.953
9年	0.887	0.774	29	0.962	0.924	49	0.977	0.954
10	0.897	0.794	30	0.963	0.926	50	0.977	0.955
11	0.905	0.811	31	0.964	0.928	51	0.978	0.956
12	0.912	0.825	32	0.965	0.931	52、53	0.978	0.957
13	0.919	0.838	33	0.966	0.933	54	0.979	0.958
14	0.924	0.848	34	0.967	0.934	55	0.979	0.959
15	0.929	0.858	35	0.968	0.936	56、57	0.980	0.960
16	0.933	0.866	36	0.969	0.938	58	0.980	0.961
17	0.936	0.873	37	0.970	0.940	59、60	0.981	0.962
18	0.940	0.880	38	0.970	0.941	65	0.982	0.965
19	0.943	0.886	39	0.971	0.943	75	0.985	0.970
20	0.945	0.891	40	0.972	0.944	80	0.986	0.972

※「前年中取得のもの」の欄は半年分の減価残存率、「前年前取得のもの」の欄は1年分の減価残存率です。

固定資産税の納税通知書が4月に送付されますので、課税標準額および税額をご確認のうえ、各納期限（4月、7月、12月、2月の全4回）までに納付をお願いいたします。

【実地調査協力をお願い】

砺波市では、地方税法353条及び第408条に基づいて実地調査を行っています。その際は、ご協力をお願いいたします。また、実地調査に伴って修正申告をお願いすることがあります。資産の取得年次に応じて5年度分まで遡及して修正することがあります。あらかじめご了承ください。